

# 消費者トラブル なんでも110番

10月23日(土) 10:00~15:00  
電話相談・面談

当日のみ特設電話

011-221-0188

「簡単に稼げる」とのネット広告を見て10万円のマニュアルを購入したが、儲かる内容とは思えない。返金してほしい。

高校生の娘がネット通販で定期購入のダイエットサプリメントを契約していた。高額なので解約してほしい。

トイレが詰まり、レスキューサービスに修理を依頼したら、高圧洗浄作業の後で12万円も請求された。

賃貸アパートを退去したら、フローリングの張替え費用など80万円を請求された。



北海道消費者教育PRキャラクター  
「かしこしか」

様々な消費生活に関するトラブルについて、北海道立消費生活センターの相談員と札幌弁護士会の弁護士が、一緒にお電話・面談でお話を伺います。

※面談での相談をご希望の方は、事前予約が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

※面談時間は先着順で調整させていただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大により電話相談のみとなる場合があります。

面談予約・問合せ **011-221-0110**

<b>会 場</b>	札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟2F 北海道立消費生活センター
------------	--

電話での 事前申し込み	<b>TEL : 011-221-0110</b>
----------------	---------------------------

FAXでの 事前申し込み	<b>FAX : 011-221-4210</b> 「消費者トラブルなんでも110番」面談予約係
-----------------	---

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、面談のご予約をいただいた方についても、電話相談への変更をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

<b>氏 名</b>	
<b>住 所</b>	
<b>日中連絡可能な 電話番号</b>	
<b>FAX番号</b>	
<b>面談希望時間</b> ※同じ時間帯の希望が重複することもありますので、面談可能な時間帯すべての( )に○をつけてください。	(        ) 10:00～
	(        ) 11:00～
	(        ) 12:00～
	(        ) 13:00～
	(        ) 14:00～
	(        ) いつでも可能
<b>連絡事項</b>	

※詳細について、こちらから連絡する際は011-221-0110からお電話をします。